



恒例 春の大掃除part2

先週から引き続いてゴミの話題です。今回は道路から。



駐車帯： 休憩後、そのままポイ？



のり面下： 上方が国道です



国道沿いの山林： その量1㌧！

道路の場合は、休憩などで一時的に利用されるような駐車帯、緑地帯、のり面の下方などで、郊外が特に多く、弁当、飲料の空が目立ちます。それから、掃除機に冷蔵庫にテレビ、ゲーム機、エアコン室外機、ストーブ、衣服 Etc. Etc. …とにかくあります。河川にも道路にも共通して言えることは、良くないことをしているという認識はあるのか、日頃、人の目に触れにくい場所に“隠されている”ということ。**不法投棄**は5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。これはたとえ**未遂**であっても**同様に罰せられる『犯罪』**です。

誰も関心を持たずそのまま放置されることの無いように、地域とのコミュニケーションを図りながら、今は地道な活動を続けて一人一人の意識の改革につながればと思います。捨てる人、美化活動に努める人、想いはそれぞれでしょうがゴミはゴミ、有るよりは無い方が良いですね。

国道でも多くのボランティア団体の皆様に、ゴミ拾いなどの活動で、日々の道路管理を支えていただいています。また、活動される方々に対しての支援も行っています。詳しくは、青森河川国道事務所、青森国道維持出張所のホームページをご覧ください。



[ボランティアサポートプログラムはこちら](#)
[活動状況はこちら](#)

タイトルの「春の大掃除」、恒例でなくなる日はいついつ？